

巡回健診等実施計画書 注意書

- 注1 診療放射線技師(多数の者の健康診断における胸部エックス線検査に限る)のみ配置される場合、6 実施方法にその旨及び緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制を明記すること。
- 注2 移動健診等施設を利用する場合には、その構造設備の概要を添付すること。ただし、実施主体を管轄する保健所等へ当該医療機関の構造設備の概要又は診療放射線装置備付届等を提出済みの場合は省略することができる。
- 注3 巡回健診等実施計画書は巡回健診等実施場所を管轄する保健所ごとに作成すること。
- 注4 診療所が提出する巡回健診等実施計画書は3部とすること。ただし、巡回健診等実施場所が診療所を管轄する保健所と同一管内の場合は2部とすることができる。
- 注5 病院が提出する巡回健診等実施計画書は4部とすること。